

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課
料金サービス課、データ通信課、電気通信技術システム課、番号企画室、高度通信網振興課

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策 13

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供

（政策の基本目標）

電気通信事業の公正な競争環境等の整備により、電気通信事業の健全な発達及び低廉で多様・高度なサービスの提供を促す。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

昭和60年の競争原理の導入以降、我が国の電気通信市場は、累次の公正競争促進策の実施や事後規制への転換（平成16年）等により、着実に拡大し国民・利用者に低廉で多様・高度なサービスが提供されてきたところ。しかしながら昨今は、IP化、ブロードバンド化、モバイル化が進展し、ネットワーク構造も大きく変化してきており、このネットワーク構造に則した公正な競争ルールの整備についての検討が必要となってきたところ。また、インターネットやブロードバンドの普及に伴い、インターネットの高度化への対応や、都市部と過疎地域等の情報通信格差の是正等、新たに政策的な対応を要する課題も顕著となり、その対応が必要である。

（2）主な施策の概要

ア 電気通信事業における競争環境の整備

ネットワーク構造の変化に対応した競争ルール等の検討を行うとともに、電気通信市場の競争状況の評価を行い、公正な競争環境の整備を図っていく。

イ 高速・超高速ネットワークインフラの整備

都市部と過疎地域等の情報通信格差の是正を図るため、民間事業者に対する金融措置等を行うとともに、地方公共団体と連携し整備を促進する。

ウ IPv6の普及促進

国民の多くが次世代インターネットプロトコル IPv6 による利便性の高いサービスを享受できるインターネット環境を実現するため、IPv6の普及・促進等を行っていく。

(3) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

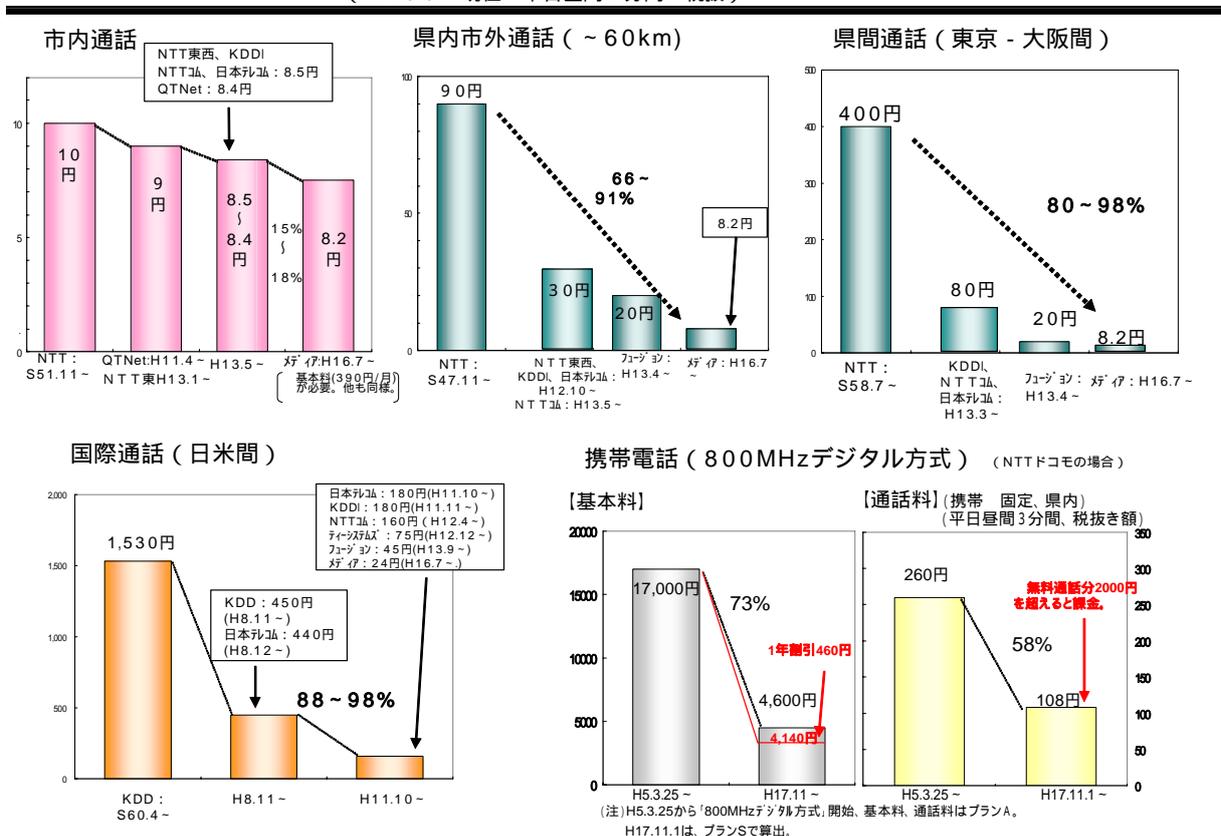
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第164回国会 小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	我が国は、この4年半で、 <u>高速インターネットの加入者数が85万から2200万人へ</u> 、インターネットを使った株式取引の割合が6パーセントから29パーセントへ、 <u>それぞれ急成長し、世界で最も低い料金で素早く多くの情報に接することができる「世界最先端のIT国家」となりました。</u>

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
電気通信事業者数の推移			13,090	13,774	14,296
ブロードバンド契約者数等の推移			19,557,146	23,301,105	26,438,403
電気通信サービスの料金の低廉化の状況			下記のとおり		
ブロードバンド・ゼロ地域の解消	0%	平成22年度	7.0%	6.1%	4.8%

通信料金の低廉化 (H19.3.1現在 平日昼間3分間 税抜)



(2) 平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎える指標がなかった

(3) 目標の達成状況の分析

ア 電気通信事業における競争環境の整備

指標である「電気通信事業者数」、「ブロードバンド契約者数」とも順調に増加し、料金についても、特に携帯電話において、各種割引制度や無料通話分の充実により実質的に下降傾向にある。また、ブロードバンドの普及により、動画配信サービスが急速に普及するなど、多様で高度なサービスが提供されつつある。現状では、概ね電気通信市場の競争ルールが有効に機能し、健全な競争が行われていると認められる。

一方で、ネットワークのIP化が進展し、ネットワーク構造が大きく変化しつつある。現在の競争ルールは電話網を前提としており、IP網を前提とした新たな公正競争のためのルールについての検討(注1)が必要となってきた。また、電気通信事業者による不適正な事業運営が問題となるなど、電気通信市場の健全な発展を阻害する事例への対応が必要となってきた。

注1：平成18年9月に「新競争促進プログラム2010」を公表し、2010年までに実施すべき包括的な競争ルール整備のロードマップを取りまとめた。このプログラムに沿って必要な検討や研究会等を開催している。現在までに、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の運用に関するガイドライン」(平成19年2月13日)などの整備を行ったところ。なお、「新競争促進プログラム2010」については、平成18年度に「テレコム競争政策ポータルサイト(<http://eidsystem.go.jp/>)」を開設し進捗状況等を確認ができるようにしている。

a 電気通信事業分野における競争状況の評価

電気通信事業分野における競争状況の評価については、変化の激しい電気通信サービスをモニタリングし、競争が適切に働いているかどうかを分析・評価し、政策に反映させるための制度として、毎年、継続的に実施している。

平成18年度の評価結果(注2)については、各通信サービス市場において全般的に市場集中度が高水準にあること、一企業グループのシェアが高いとする評価結果を、平成19年7月に公表(予定)したところである。競争評価については健全な競争環境が整備されているかを確認する手段として有効に機能している。

よって引き続き、変化の激しい電気通信分野の競争環境について分析・評価を行い、政策を実施するに当たっての判断材料とする必要がある。

注2：「電気通信事業分野における競争状況の評価」について、評価結果や進捗状況などを専用サイトに公表している。

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/kyousouhyouka/index.html)

イ 高速・超高速ネットワークインフラの整備

平成18年度末のブロードバンド・ゼロ地域は着実に減少しており、以上の取組は有効に機能していると言える。

都市部と過疎地域等の情報通信格差の是正を図るために、ブロードバンドネットワークの全

国整備に向けて、平成 18 年 8 月に「次世代ブロードバンド戦略 2010」を策定した。当該戦略 2010 に基づき、総務省・地方公共団体・電気通信事業者等の連携の下、都道府県単位の年度ごとの取組をフローチャート化し、目標数値を工程表に取りまとめたロードマップ、整備マニュアル、利活用事例集を取りまとめた。

また、電気通信基盤充実臨時措置法に係る低利融資制度、利子助成制度等の金融措置、財政投融資制度及び税制措置等を引き続き実施するとともに、「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」を開催し、有線との組み合わせによるブロードバンドネットワーク基盤の効率的な整備に資する無線技術の実用化等の検討を行った。

しかしながら、採算性の問題等から特に整備が困難な地域が残されており、今後は当該地域の整備を着実に進める必要がある

ウ IPv6 の普及促進

平成 18 年度と比較した我が国への IPv6 アドレス割り振り数は増加（平成 17 年度 91 平成 18 年度 96）しており、IPv6 への移行に向けた実証実験等で得られる各種技術や金融措置等は有効に機能していると言える。

しかしながら、現在の IPv6 利用状況では充分とは言えず、引き続き、IPv6 の普及促進を図るための支援措置や実証実験等による技術データ収集等を行い、世界各国との連携等を通じた普及を推進する必要がある。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
ネットワーク構造の変化に対応した市場動向等の把握、競争ルールの整備等や電気通信市場の健全な発展のための対策が必要	予算要求	調査研究等を検討。
	制度	税制要望の継続を検討。 法改正を検討。
	実施体制・事務のやり方等	定員要求を検討。
都市部と過疎地域等の情報通信格差（デジタルディバイド）を解消するための施策が必要	予算要求	実証実験等の拡充を検討。
	制度	税制要望の拡充を検討。
	実施体制・事務のやり方等	金融措置の継続を検討。 定員要求を検討。
IPv6 の本格普及・実利用に必要な支援措置、セキュリティ対策、世界各国との連携等が必要	予算要求	研究開発・実証実験の継続を検討。
	制度	税制要望の継続を検討。
	実施体制・事務のやり方等	金融措置の継続を検討。 国際会議への働きかけ、関係国との連携を検討。また、そのための体制強化・定員要求。

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

「IPv6の普及促進」については、平成17年10月IT戦略本部第33回会合において、IPv6の普及に関し電子政府やセキュリティにおける毅然とした方針を設けることが重要とするとの意見をいただいた。その結果、IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）において、「今後、各府省の情報通信機器の更新に合わせ、原則として2008年度までにIPv6対応を図ることとする。」とされている。また、第一次情報セキュリティ基本計画（平成18年2月2日情報セキュリティ政策会議決定）において「ビルトイン型の情報セキュリティ機能を持ったそもそもの基盤自体を新たに構築する観点から、IPv6(Internet Protocol version 6)の導入や、さらなる研究開発・技術開発を行うことが重要である。」等とされており、それらの結果を本評価の参考とした。

2006年11月より「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会（座長：羽鳥光俊 東京大学名誉教授）」を開催し、ブロードバンドの全国整備に向け、その技術面における利用環境整備方策の在り方等について検討し、それらの結果をブロードバンド・ゼロ地域解消の現状分析の参考とした。

「電気通信事業における競争環境の整備」に資するため電気通信事業分野における競争状況の評価（以下、「競争評価」という。）では、平成18年11月より「競争評価アドバイザリーボード（座長：辻正次 兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科教授）」を開催し、競争評価の重要事項について専門性、客観性、中立性の確保の観点から助言をいただき、評価に当たっての参考とした。

(2) 評価に使用した資料等

ICT改革促進プログラム（平成19年4月20日 総務省）

(http://www.soumu.go.jp/pdf/070420_1.pdf)

ICT国際競争力強化プログラム（平成19年5月22日 総務省）

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070522_3.html)

IT新改革戦略（平成18年1月 IT戦略本部）

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>)

第一次情報セキュリティ基本計画（平成18年2月 情報セキュリティ政策会議）

(http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/bpc01_ts.pdf)

「次世代ブロードバンド戦略2010」(平成18年8月 総務省)

電気通信事業分野における競争状況の評価2006（案）(平成19年5月 総務省)

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/kyousouhyouka/index.html)